

平成27年（ワ）第4282号、21694号、24171号、28335号

平成28年（ワ）第213032号 米紙謝罪広告等請求事件

原告 馬場信浩 外

被告 株式会社朝日新聞社

（次回弁論期日 平成28年12月22日 午前10時30分）

第10準備書面

平成28年12月21日

東京地方裁判所 民事第49部合A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 徳永信一

弁護士 内田 智

弁護士 岩原義則

弁護士 上原千可子

第1 慰安婦問題とは何か

1 本件訴訟における慰安婦問題

2010年10月、アメリカはニュージャージー州パリセイズパーク市に慰安婦の碑が設置された。碑には「日本帝国の軍により拉致された20万人以上の女性と少女のために」と刻まれている。続く、2012年6月にはニューヨ

ーク州ナッソーのアイゼンハワー公園内の退役軍人記念園、2012年12月には、カルフォルニア州オレンジ郡のガーデングローブ市のショッピングモール前、2013年3月には、ニュージャージー州バーゲン郡ハッケンサック市の裁判所の脇に、それぞれ同様の慰安婦の碑が次々と設置された。

2013年7月、カルフォルニア州グレンデル市の市民公園に慰安婦を象徴する少女像が設置され、その傍らには「日本軍により、20万人以上の女性が自宅から強引に引き離され、性奴隷を強制された」との碑文が埋められている。

これが、現在、在米原告らを含むアメリカで生活している日本人が背負わされている「慰安婦問題」の十字架である。それは過去の戦争における日本の責任を問うだけのものではない。現在の日本人の全てに対し、良心のある人間としての倫理的責任を果たすことを迫るものである。しかし、それはいわれのない偏見であり、敵意に満ちたヘイトスピーチ、虚偽に基づく人種差別である。在米原告らは、そうした差別と偏見が蔓延する地域社会のなかで、増え続ける韓国系やその同調者からいわれのない憎悪と敵意と侮蔑に基づく、日常的に様々な困難と人権侵害を受け続けている。

在米原告の馬場氏が慰安婦像の設置に反対するため訪れたグレンデル市議会において公衆の面前で市議から受けた罵倒と屈辱、同じく慰安婦像設置への反対を呼びかけた永門氏が受けたメールによる不気味な脅迫。そうしたことは慰安婦モニュメントが建つ周辺にすむ在米原告らが受けている差別やストレスの一端である。

2 嘘と真

挺身隊の名による強制連行、すなわち、国家の意思による組織的な強制連行による20万人の性奴隷という内包的定義における慰安婦問題が、事実に基づ

かない虚構であったことは、今や多言を要さない。軍や官憲による強制連行があったとする唯一の証拠とされてきたのは、済州島を含む朝鮮半島において、集落に押し入り、多くの未婚・既婚の女性を、奴隷狩りのように徴発し、女子挺身隊の名で慰安所に強制連行したという吉田清治の証言であった。それは1980年代から朝日新聞が報道し、真実のお墨付きを与え、良心の証言として箔付けしてきたものであった。長年にわたる官民での論叢の末、2014年8月、朝日新聞は遂に吉田清治証言が虚偽であることを認め、併せて、別物である挺身隊と慰安婦とを混同してきたことを認めたのである。

3 慰安婦問題の本質

慰安婦問題には、様々な外延が混在して錯綜としている。問題の困難と議論のすれ違いはここに起因する。例えば、朝日新聞は、2014年8月に誤報を認めた後も、慰安婦問題の本質は軍の関与によって設置された慰安所における女性の人権侵害であって、強制連行の有無ではないという論陣を張っている(甲1)。

しかし、貧しさから売春婦となる悲劇はここで扱う「慰安婦問題」ではない。そうした悲劇がなくなるのは日本でも高度経済成長によって絶対的貧困が改善されてからのことだった。貧困から身売りしながらに女工となり、劣悪な条件と労働環境で働かされた「女工哀史」の悲劇もそこでいう女性の人権侵害の歴史に連なる。日本が世界から名指しを受けて非難されているのは、慰安所における女性の人権侵害などではない。

西岡力東京基督教大学教授は、その近著「朝日新聞『日本人への大罪』」において次のようにいう。「当時、どの軍隊にも同じような制度はあったし、人身売買されて売春をせざるを得なかった女性は世界中どこにでもいた。しかし、旧日本軍慰安婦以外の人たちに、性奴隷にさせられたから補償すべきだという議

論はおきていない。そのこと自体、日本が『挺身隊として女性を強制連行した』、つまり国家の意思として女性を拉致して慰安婦にしたという無実無根の誤解によって、当時の国際法や社会状況に照らしても突出して非人道的な所業を行ったという歴史評価が国際社会に広がっていることを示している。」（甲 1 3 7 p 1 1 5）。

4 例外的な逸脱行為

付言すれば、「慰安婦問題」は、国家意思の発動として組織的・計画的に命じられたものであり、逸脱した兵士らによる例外的なレイプや人権侵害とは別物である。遺憾ながら、例外的な逸脱行為としての性犯罪は、現在は世界中で起こっている。沖縄の米軍基地周辺で発生したレイプ事件がそうである。アジア女性基金も償いの対象から単純な強姦の被害者を除いている（甲 9：大沼保昭『慰安婦問題とは何だったのか』 p 32）。

慰安所における強制売春の実例とされるスマラン島事件は、将校が慰安所におけるオランダ女性の強制売春にかかわった事件であるが、あくまで例外的な逸脱行為であり、発覚するや直ちに責任者は軍法会議で処罰され、慰安所は閉鎖されている。独立検証委員会の島田教授は、その意見書において、スマラン事件は、米軍イラク・アグレイブ収容所での看守兵乱行と同様の事例であるとしている。「いずれも唾棄すべき事件だが、軍による組織的行為ではなく、上層部が知るに至って止めさせている。特に米国人には『スマラン』は『アブグレイブ』だといえ、共通の土俵を設定しやすいであろう」と問題の適切な整理を行っている。（甲 140 p 6）

第 2 朝日新聞誤報の罪

1 吉田清治の証言

吉田清治の証言を世に紹介したのは1982年9月の朝日新聞がはじめてだった(甲10)。以来、朝日新聞は、「済州島などで朝鮮人の村落に押し入り、既婚・未婚を問わず、多数の女性を奴隷狩りのように徴集し、挺身隊の名で慰安所に強制的に連行して慰安婦にした」という吉田清治の証言を、何らの裏付けもないまま繰り返し取り上げ、真実としてのお墨付きと箔付けを与えてきた。

朝日新聞社の英字新聞「朝日イブニングニュース」が、吉田清治の証言をはじめ取り上げたのは1983年12月24日の紙面であった。

朝日新聞は2014年8月に吉田証言が虚偽であることを認め、これを事実として記載した記事18を取り消したが、英字新聞「朝日イブニングニュース」に掲載された吉田証言の記事は今も取り消されていない(甲115)。

2 挺身隊と慰安婦の混同

朝日新聞は92年1月11日の記事で「従軍慰安婦」の解説として「主として朝鮮人女性を挺身隊の名で強制連行した。その人数は8万とも20万ともいわれる。」と報じるなど、93年中頃まで挺身隊=慰安婦として両者を混同する誤報を続けていた。韓国における挺身隊と慰安婦の混同は、報道の前からあったという。米軍のために設置された韓国の慰安所における慰安婦も挺身隊と呼ばれることがあった。それでも、両者が別物であること自体は、韓国政府も認識しており、92年7月の「中間報告書」で指摘していた(乙8)。

実のところ、両者の混同もまた、「挺身隊の名で女性を強制連行して慰安婦にした」という吉田清治の証言がこれを事実として定着させたものであった。そして此の混同は、挺身隊に応募した小学生の少女が慰安婦にされたという全くの誤解を生んだ。

1992年1月16日の英字新聞「朝日イブニングニュース」は、「11歳の少女5人と12歳の少女ひとりが6年生のクラスから挺身隊に招集され、前線の兵

士に慰安婦として供された」とし、韓国国民の激怒を報じているが（甲 92）、事実はかつて教諭だった日本人女性が挺身隊に送り出した教え子を訪ねたというものだった。米国や韓国では今でも小学生が挺身隊の名で慰安婦にされたことが事実だと信じられている。もちろん、朝日新聞は、この記事についても未だに訂正も取り消しもしていない。

3 92年1月11日（軍命資料の発見）

92年1月11日、朝日新聞は「慰安所 軍関与示す資料」という大見出しと「『民間任せ』政府見解揺らぐ」という小見出しを付け、防衛庁図書館に慰安所の設置を指示する旧陸軍の通達等が所蔵されていたことを報道した。

此の記事は、慰安所の募集や設置に軍が深く関与していたことが分かったとしているが、実際の通達の内容は、問題ある業者を取り締まるよう指示するものであって、国や軍は、慰安婦の強制連行はもとより、拉致や誘拐、人身売買や詐欺といった不法行為を取締り、悪質な業者を排除し、これを未然に防止しようとするものだった。

朝日新聞は、この記事について事実を報じたものであって、誤報にはあたらないとしている。しかし、此の記事には、傍らに従軍慰安婦が「主として朝鮮人女性を挺身隊の名で強制連行した」ことだとする解説が附され、吉見義明教授の「慰安婦に対しては、謝罪はもとより補償をすべきであると思う」とのコメントが掲載されており、一読しただけでは、吉田証言にある慰安婦の強制連行に軍が深く関与していたことが証明されたかのような誤った印象を受けるミスリーディングな記事であった。

事実、1992年1月13日の「朝日イブニングニュース」では、これを「日本軍がいわゆる慰安婦の募集及び犯罪が行われた施設の設営に関わっていたことを各省する公文書が発見された」として、軍による犯罪の根拠として報じており、

「無数の韓国人女性が売春を強制された」と報道している。

この記事以降、軍による強制連行を非難する慰安婦問題は、先の大戦において生じた国家的スキャンダルとして韓国や欧米において爆発的に報道され、日韓関係を呪縛する国際問題に発展していった。

後に述べる米下院決議におけるラリー・ニクシュ調査員の報告書(甲 126、127)でもこの軍資料発掘のニュースが最も衝撃的なインパクトを与えたと特筆されており、この記事が慰安婦の強制連行を証明するものとする誤解が拡大定着していったことを証明している。

これ以降、軍による組織的な強制連行を内包とする「慰安婦問題」は、先の大戦をめぐる国家的スキャンダルとして韓国や欧米において爆発的に報道され、世界に拡大・定着し、日韓関係を呪縛する国際問題に発展していった。

第3 クマラスワミ性奴隷報告

1 被告の主張

クマラスワミ性奴隷報告が、慰安婦に関する不当な誤解を国際的に広めるのに大きな役割を果たしたことに疑いを差し挟むものはいまい。欧米メディアは、同報告以降、慰安婦を性奴隷と定着させて報道し、その認識は加速度をつけて強まった。また、韓国においては、同報告を日本批判の有力な根拠として取り上げており、日韓合意後もその姿勢に変わりはない。

ところで、朝日新聞は、クマラスワミ性奴隷報告は、吉田清治の著書を根拠の一つとしているものの、朝日新聞の記事そのものを根拠としているわけではないとして、それが誤報の影響下に生まれたなどということはないと強弁するが、以下にこれを検証する。

2 クマラスワミ性奴隷報告の内容

(1) 概要

国連人権委員会の「女性に対する暴力、その原因と結果に対する特別報告者」に選任されたラディカ・クマラスワミは、1996年1月に委員会提出されたいわゆるクマラスワミ性奴隷報告において、第二次世界大戦中の日本の慰安婦制度が国際法に違反する「軍性奴隷制」とであると断定し、日本政府に対し、法的責任を受入れ、被害者に賠償を行い、責任者を処罰するよう勧告した。

(2) 挺身隊と慰安婦の混同

クマラスワミ性奴隷報告は、慰安婦制度の「歴史的背景」において「表向きは日本軍を助けるため工場で働いたり、その他の戦争関連の任務を遂行したりする女性を徴用するという目的で女子挺身隊が設立された。だが、これを口実に、多くの女性が騙されて軍の性奴隷として働かされることになり、挺身隊と売春の関連はすぐに広く知られるようになった。」「さらに沢山の女性を集めるために、軍に協力する民間業者や、日本に協力する朝鮮人警察官が村を訪れ、いい仕事があると言って少女たちを騙した。さもないと、1942年までは、朝鮮人警察官が村へやってきて『女子挺身隊』を募集した。これによって日本政府が認める公式の手続きになると同時に、ある程度強制力を持ったのである。」などとし、これらの典拠としてヒックスの著作をあげている。

(3) 奴隷狩り

性奴隷報告は、さらに「それ以上にまだ女性が必要とされた場合は、日本軍は暴力的であからさまな力の行使や襲撃に訴え、娘を誘拐されまいと抵抗する家族を殺害することもあった。」「強制連行を行った一人である吉田清治は戦時中の体験を書いた中で、国家総動員法の一部である国民勤労報国会の下で、他の朝鮮人とともに1000人もの女性を『慰安婦』として連行した奴隷狩りに加わったことを告白している。」などとし、典拠としてヒックス著『生の

奴隷 従軍慰安婦』(乙1：以下「ヒックス本」という。)とともに吉田清治の著作『私の戦争犯罪』(乙2：以下「吉田本」という。)をあげている。

3 典拠

クマラスワミ性奴隷報告が、軍による組織的な慰安婦「強制連行」の「歴史的背景」の典拠として採用しているのは、①吉田清治の著書『私の戦争犯罪』(乙1：「吉田本」という。)と②ジョージ・ヒックスの著書『性の奴隷 従軍慰安婦』(乙2：以下「ヒックス本」という。)の2つである。「歴史的背景」の本文中には11箇所の引用があり、ヒックス本が10箇所、吉田本が1箇所で引用されている。但し、吉田本の引用はページ数が示されておらず、ヒックス本の孫引きであることがうかがえる(甲80：独立検証委員会報告書・勝岡報告参照)。クマラスワミは日本語も韓国語もできないため、当時、唯一の英語文献であったヒックス本に全面的に依拠して「歴史的背景」を記述したのである。

そのヒックス本が吉田証言に大きく依拠していることは、著者自身が英文の原書において次のように認めている。「…吉田の回顧録は非常に重要である。慰安婦自身から得られる証拠を別とすれば、それは未だに、動員過程に関する唯一の独立した、準公式の報告であり続けている。」(甲140p6、甲145の3)。

後述する外務省の反論文書は、《このように一般刊行物に依拠する場合、特別報告者がヒックスの著述内容について、自ら十分な裏付け調査を行わなければならないことはその職責上当然のことであるにもかかわらず、そのような検証が行われた形跡がない。その上、引用に際し、特別報告者は、随所に主観的な誇張を加えている。このように無責任かつ予断に満ちた本件附属文書(クマラスワミ性奴隷報告)は、調査と呼ぶに値しない》としている。

なお、島田意見書は、朝日新聞による記事の取消しが早期になされていれば、クマラスワミ性奴隷報告が、ヒックス本に依拠して記述した挺身隊と慰安婦の

混同並びに吉田清治が証言した奴隷狩りに関する上記記述は訂正を余儀なくされていたとしている（甲 140 p 8）。吉田清治証言が朝日新聞の箔付けのうえで信用ある文書として取り上げられ、ヒックス本がこれを準公文書として参照していることを思えば、全くそのとおりである。

4 「元慰安婦」の伝聞証言

クマラスワミ性奴隷報告書の第5「証言」の章では、クマラスワミ自身が聞いたとして、数名の「元慰安婦」の証言が紹介されているが、後述する外務省の反論文書によれば、《北朝鮮在住の女性の「証言」は、特別報告者が直接聴取していない「伝聞証拠」であり、これらの「証言」は、人権センターの職員により聴取されたとのことであるが、疑問点があれば特別報告者自ら問い質して確認することができたのか全く不明である》とされている（甲 104 p 9）。

因みに、北朝鮮女性の伝聞証言は、その内容も「日本軍人に連行され警察署でレイプされた上殴られて片目を失明し、慰安所で日本軍人が仲間の慰安婦をランチして首を切り落とし、これを茹でて無理やり食べさせられた」というものであり、俄かに信を措けない荒唐無稽なものであった。

また、北朝鮮在住女性以外の韓国人女性の証言も、その内容を子細に検討した独立検証委員会の西岡力教授によって、供述内容に決定的な変遷や自己矛盾があったり、軍の強制を示さない証言（給料のよい仕事につけると言われて騙された等、悪質な業者に騙されたと思われる事例）だけで構成されていたりしていることが指摘されており、「軍性奴隷制」を示す証拠として信用性はないと言わざるを得ない。（甲 137 p 82）

この点、外務省の反論文書は、1944年に米陸軍がビルマで行った朝鮮人慰安婦20名を尋問した結果を記録した報告書の中には、全く異なる慰安婦像が示されているがクマラスワミはこれを無視したと指摘し、クマラスワミ性奴隷報告

のごとき「偏見に基づく一般化は、歴史の歪曲に等しい」と辛辣に批判している（甲 104 p 9、甲 124）。

5 外務省反論文書と河野談話

既に繰り返し引用しているように、1996年6月、クマラスワミ性奴隷報告が国連人権委員会に提出された段階で、外務省は、これに対する反論文書を作成して提出している（但し、その後、政治的理由で撤回されている）。

そこでは、前述してきたように、クマラスワミ性奴隷報告における事実認定の手法について厳しい批判がなされ、《このような無責任かつ予断に満ちた本件付属文書は、調査と呼ぶに値しない》などとされていた（甲 137 p 163）。

外務省の反論文書において重要なことは、外務省の反論それ自体から河野談話は性奴隷や強制連行に与するものではないことが明らかになったことである（その内容から明らかのように、外務省の反論は、河野談話に抵触しない前提で書かれたものである）。

そもそも河野談話は、朝鮮半島での奴隷狩りのような慰安婦募集を認めていないし、勤労働員のための公的制度であった女子挺身隊と慰安婦を混同することもない。このことは日本国内では90年代に行われた激しい論叢の結果、慰安婦への国家賠償が必要だと考える陣営も含めて認めている共通認識であった。また、朝日新聞も河野談話後の社説において、それまでの強制連行ではない広義の強制による女性に対する人権侵害があったという論点のすり替えを行っていることは第三者委員会の報告においても指摘されているところである。

河野談話が誤った国際世論の形成に寄与しているとすれば、それは先行した朝日新聞による吉田清治の「狩り出し」の証言と挺身隊と慰安婦の混同によるイメージが誤って裏書きされてしまったことであり、朝日新聞による誤報の取消しと訂正さえあれば、河野談話の誤ったイメージは安倍内閣における閣議決定

を待つまでもなく、簡単に覆っていたはずである。

6 「誤報」との因果関係

- (1) 独立検証委員会は、朝日新聞の報道が、クマラスワミ性奴隷報告に与えた影響として、以下のとおり報告している。

そもそもクマラスワミ性奴隷報告が慰安婦「強制連行」「奴隷狩り」の典拠とした吉田本は、朝日新聞の誤報から始まったものである。1982年の初報は「朝鮮人慰安婦は皇軍慰問女子挺身隊という名で戦線に送り出しました。当時、われわれは『徴用』といわず『狩り出し』という言葉を使っていました」というものだった。朝日新聞がその誤報によって「お墨付き」を与えていなければ、そもそも吉田本自体が存在したかどうかも疑わしい（甲 80 p 104）。吉田清治は、朝日新聞のお墨付きによって、その後、講演行脚と著書の販売に精を出したのである（甲 80 p 100）。

吉田証言と吉田本における『奴隷狩り』は、1992年1月11日以降の一連のプロパガンダ記事によって世界に拡大し、ジョージ・ヒックスが吉田本を準公文書として依拠してヒックス本を出版し（1995《1993年に経済誌に掲載された「集合亡霊」が初出原稿》）、これに全面的に依拠してクマラスワミ性奴隷報告が作成された。

以上を時系列で並べると、朝日新聞の初報（1982）→吉田本（1983）→朝日新聞の「92年1月強制連行プロパガンダ」→ヒックス本（1995）→クマラスワミ性奴隷報告（1996）という影響関係が明らかに成立していることがわかる（甲 80 p 104 頁）。

- (2) 朝日新聞が報じてきた吉田証言が虚偽であることも、全く別物である挺身隊と慰安婦を混同してきたことについても、朝日新聞は、遅くとも1993年1月当時には認識していたはずであり、速やかに、吉田証言を取り消し、挺身隊と

慰安婦との混同を訂正し、読者に詫びるべきであった。

そうしていれば、それ以後、国内外における吉田証言における慰安婦狩りを真実であるとする報道や挺身隊と慰安婦の混同に基づく強制連行の報道は抑制されたはずであり、日本の軍や政府が組織的に20万人以上の慰安婦を強制連行して性奴隷として酷使していたなどと、日本を一方的に断罪したクマラスワミ性奴隷報告が国連人権委員会で採択されることもなかったであろう。

クマラスワミ性奴隷報告だけではない。例えば、朝日新聞が初めて自らの慰安婦記事の検証をした1997年の時に、もし、吉田証言を「虚報」として取り消し、国際社会に向けてそのことを発信していれば、クマラスワミ性奴隷報告に影響されて《日本政府と日本帝国軍は20万人以上のアジア女性を強制的にアジア各地のレイプセンターの性奴隷とした》とする国連のマクドゥガル報告(1998)もなかったはずである。そして、日本政府に対し、日本軍が「性奴隷制」を強制したことを認めて謝罪し、《この恐るべき犯罪について現在および未来の世代に対して教育すべきである》と勧告するまでに至った米国の下院決議(2007)もなかったはずである(甲80p104)。

第4 米下院決議121号とIWG報告

1 2007年米下院決議121号

2007年には、米国における慰安婦問題において重要な意味を持つ事件が2つあった。1つは、米下院決議121号(以下「本下院決議」という。)であり、もう1つはIWG報告である。

まずは同年7月30日に可決した本下院決議である。それは冒頭に以下の事実を掲げている。「1930年代から第2次世界大戦までの間、日本政府は『慰安婦』と呼ばれる若い女性たちを日本軍に性的サービスを提供する目的で動員さ

せた。日本政府による強制的な軍隊売春制度『慰安婦』は、『集団強姦』や『強制流産』『恥辱』『身体切断』『死亡』『自殺を招いた性的暴行』など、残虐性と規模において前例のない 20 世紀最大規模の人身売買のひとつである。」

強制連行や拉致といった文言こそないが、「動員」という言葉に、慰安婦の募集における組織的かつ制度的な強制があったという意味合いが込められている。

この決議案については、アジア女性基金の理事長を務めた大沼保昭東大教授も、慰安婦の募集・連行について不正確な事実認識にもとづくものであるのは確かであり、不正確な認識への批判は、日本政府としてなすべきことだといっている（甲 93『慰安婦問題とは何だったのか』 p 239）。いうまでもなく、そこでいわれる「不正確な事実認識」を定着させたのが誰かが本件訴訟の主題である。

そして、その不正確な事実認識に基づく不当な本下院決議が、全米各地の慰安婦の碑文に「拉致」（ニュージャージー州）や「家々から引き離された」（グレンデール市）という文言が刻まれる根拠となった。

2 米議会調査報告書 2007 年版

本下院決議の決議案は、2007 年 1 月 31 日、マイク・ホンダら 6 名の共同提案者によって米下院外交委員会に提出された。廃案になった前年に続けて提案されたものだった。マイク・ホンダ議員は、在米中華系反日組織である世界抗日史実維護連合会（以下「抗日連合会」という。）の支援を受けており、中国系ロビイストによる“日本叩き”の言わば先兵で、何度も本決議を上げようと提案してきた（甲 66 の 210～214 頁）。

決議案の提出とともに議員に配布された「米議会調査局報告書」（甲 146）は、調査局員のラリー・ニクシュが作成したものである。そこには「慰安婦制度」

が残酷な犯罪であった根拠として、吉田本における吉田証言と朝日新聞が1992年1月11日に報じた軍による慰安所設置命令文書の発見が証拠として取り上げられ、後者は「the greatest impact」を与えた証拠として特筆されていた。この時点において本決議案が朝日新聞による誤報の影響下にあることは明らかであった。

ところが、4月3日、ラリー・ニクシュ調査員は、米議会調査報告書の修正版を「日本軍の『慰安婦』制度」と題して作成し、これを議員に配布した（甲147）。そこでは、吉田本の証言が根拠から取り下げられ、代わりに日本では全く無名の田中ユキなる人物の著書『日本の慰安婦制度』が取り上げられていた。

3 決議における朝日新聞誤報の影響

(1) ユキ・タナカ著『JAPAN'S COMFORT WOMEN』（甲148）

これは、全く無名だったユキ・タナカなる人物による2002年の著書であり、日本語版は発行されていない。後日、ユキ・タナカは広島平和研究所の研究者田中利幸であることが判明する。同研究所は北朝鮮の核開発を支持する北朝鮮寄りの団体であり、ユキ・タナカは英語版の著書『知られざる戦争犯罪—日本軍はオーストラリア人に何をしたか』を発行しているが、そこには「人肉食は日本の軍隊の中で組織的に行われた」と強調され（甲149 p 71）、
「日本軍が戦時中示した極端な暴力性、残虐性は日本人固有の国民的性格に由来するものであり、日本の『特有な』文化性と深く関連している」というでたらめが無責任に書き散らされている（甲128 p 115）。

田中ユキの著作には、ニクシュの報告書にあるように「400人ものアジア諸国及びオランダ人女性に対する聴き取り調査」が採録されているが、その裏付けとなる検証がなされた痕跡はない。現在、中国は韓国と連携して日本軍の残虐行為である「慰安婦問題」をユネスコ記憶遺産に登録する「歴史戦」

を仕掛けてきている中国の上海師範大学蘇智良教授が唱えている慰安婦 40 万人説（これは、従前の 20 万人説に中国人慰安婦 20 万人を追加するもの）が相互に言及し合っていることから（甲 128 p 108、14）、「歴史戦」におけるプロパガンダのための「謀略本」だという指摘もある（甲 141：マイケルヨン陳述録取書）。

謀略本かどうかは別としても、それは学術的なレビューを受けていない口述記録の羅列であり、現時点では新たな価値も信用性もないものである。朝日新聞の誤報に基づく国際世論の偏見に、何ら独立のものを付け加えるものではない。

(2) 吉田証言の亡霊

2007 年 4 月版の調査報告書「日本軍の『慰安婦』制度」では、2006 年版までであった吉田証言は「強制売春」の証拠から外されている。同年 4 月に完成した I W G の調査において、朝鮮半島における慰安婦狩りを裏付ける資料が何ら見つからなかったことによるものであると推察される。ラリー・ニクシュは、「日本軍は、とりわけ朝鮮では、雇用の大部分を直接行ってはいなかったのかもしれない」（甲 147 の 2 p）と書いている。

しかし、同調査報告書が吉田証言から全く独立しているかといえば、それは違う。2006 年版でも根拠資料として上げられていたジョージ・ヒックスの論文『亡霊集合 (Gathering Ghost)』（これは 1995 年発行のヒックス本に収められた論文の初稿であり、経済誌「極東経済」1993 年 2 月 18 日号に掲載されたものだった）が 2007 年版においても依然として根拠資料とされていた。

(3) 1992 年 1 月 11 日強制連行プロパガンダ

本下院決議と朝日新聞の誤報との関係を論じるうえで最も重要なことは、

ラリー・ニクシュの 2007 年版の調査報告書においても、吉見義明教授が発掘した軍の命令書を朝日新聞が報じたという事実が証拠リストの筆頭に挙げられていることである（甲 147 p 2）。これは前述した 1992 年 1 月 11 日の強制連行プロパガンダの記事（甲 35）であり、2006 年版の調査報告書では the greatest impact を与えた事実として特筆されていた。

既に述べたように、92 年 1 月 11 日の記事は、防衛庁図書館に収蔵されていた軍命令書の発掘という事実を報じたものであったが、朝日新聞によって誤ったイメージ操作がなされ、英字新聞「アサヒ・イブニングニュース」では、日本軍が強制連行の「犯罪」に深く関与していたことの動かぬ証拠として報道されていたものである。

実際には、発掘された命令書は悪質な業者を取り締まるよう指示する内容であり、むしろ、拉致・人身売買・詐欺といった不法行為を抑止する意図で発せられたものであり、それはとりもなおさず、軍による組織的な強制連行を否定する証拠と解されるべきものであったが、朝日新聞の報道には、そのことを指摘するものは皆無であった。

4 I W G 報告

2007 年の出来事で本下院決議に続いて特筆すべきことは、I W G の報告書のことである。1999 年に設置された I W G（米国政府各省庁作業班）が、「ナチス戦争犯罪および大日本帝国政府に関する記録」報告書（甲 129）を 2007 年 4 月に完成し、その一部は 1 月に発表されている。

I W G は、ドイツと日本の戦争犯罪を調査するため 8 年の期日と 30 億円の費用をかけて機密資料 840 万頁を調査したが、その結果として日本軍の慰安婦制度の犯罪性や強制連行を示す文書は一点も発見されなかったことが報告書に記されている。

報告書添付の議事録には「日本の戦争犯罪についてめぼしい証拠が見つからない。これでは彼らを立腹させてしまうだろう」という記載があった。「彼ら」とは抗日連合会のことである。皮肉なことに連合会の思惑とは反対に、機密資料上、日本による戦争犯罪は「幻」であることが証明されてしまったわけである。

このIWG報告は、フリージャーナリストのマイケル・ヨンによってその内容が明らかにされたが、そこから分かることは、朝日新聞の誤報が定着させた日本軍による慰安婦の強制連行がなかったことだけでなく、中華系の抗日連合会が、アメリカ議会等に働きかけて「歴史戦」に利用されようとしていたことであった。

5 結論

2007年の米国会調査局報告書『日本軍の「慰安婦」制度』に1992年1月11日の朝日新聞が報じた事実が証拠の筆頭にあげられていることから明らかのように、本下院決議は、朝日新聞の誤報の強い影響下において成立したものである。

ここでは「慰安婦問題」が、単なる歴史認識の問題から、中国・韓国が仕掛けた「歴史戦」の「謀略」だという新しい視点が表面に出てきている。もちろん「歴史戦」の「謀略」のことは、朝日新聞の与り知らぬことだろう。しかし、朝日新聞の誤報に基づく誤解と偏見が「謀略」に利用されたことは事実である。

朝日新聞が、本下院決議以前に誤報を取消し・訂正していたら、このような一方的な決議を阻止しえたであろう。そして、本下院決議後に誤報を取消し・訂正していたら、アメリカ全土に慰安婦のモニュメントが設置されるような事態は生じなかつたであろう。

第5 韓国世論について

1 朝日新聞の強弁

朝日新聞は、強制連行をいう国際世論の偏向は、韓国世論の沸騰によるものだといひ、自らの記事によるものではないと強弁する。

2 韓国世論の沸騰

慰安婦問題が韓国世論に登場するのは1992年1月11日のプロパガンダ記事の直後のことであった。宮澤首相による訪韓直前のタイミングで報道された同日の記事は、たちまち韓国世論を沸騰させ、宮澤首相は訪韓中に7回も謝罪し、徹底調査を約束して帰国した。以来、韓国においては、吉田証言は、頑然たる歴史的「事実」として通用しており、韓国政府による92年7月の日帝下軍隊慰安婦実態調査報告書でも吉田清治の著書が証拠として採用されており、その後も修正されていない。

3 吉田証言の現状

韓国における教育専門公営放送EBSにおける大学受験科目教育は、韓国の高校教育のスタンダードとされており、全国共通の大学受験問題の70%がここから出題されている。

2013年12月、朝日新聞が記事を取り消す丁度9カ月前になされたEBSのインターネット講義でも慰安婦に関する内容が案内されている。そこでは山口県労務報告会の動員部長を務めた吉田清治が「私は韓国人従軍慰安婦を奴隷狩りのように強制連行した。6千人を直接連行した。極秘の労務命令書により、村に着くとまず村の女性を選んだトラックに乗せた。逃げたら木刀で殴り、若くて健康な女性を選んでトラックに乗せた。抱いている赤ん坊を離して無理やり連れていったこともある。悲鳴を上げる若い母親を殴り倒し、母に泣きつく2～3歳の子供を投げ飛ばした。」とする告白がとりあげられていた。それは日

本人の残虐性の証拠として吉田証言はいわば受験常識にまで高められ、歴史事業において韓国の高校生に教え込まれているのである（甲 105）。

4 韓国世論の偏向原因

誤った国際世論形成の原因が韓国世論にあるという朝日新聞の強弁は、自らの誤報こそが、偏向した国際世論形成の根本原因であることを自ら承認したに等しい。なぜなら、韓国世論を誤報によって偏向・沸騰させ、残虐極まりない吉田証言が真実だと韓国人に思い込ませた張本人は、朝日新聞そのものだからである。

第6 朝日新聞の責任

1 真実義務と訂正責任

インターネットの進展著しい今日の社会においても、新聞特に一流紙の影響力には絶大なものがあり、ひとたび新聞に事実が報道されるや、その事実は真実のものとして一般読者に受け取られて流布するに至り、場合によっては取り返しの就かない結果が発生するおそれがある。かりそめにも誤った報道によって人の名誉、信用を不当に毀損しないよう注意すべき義務があり、万が一誤った報道によって特定人の名誉、信用を毀損し、後日それが誤報であることに気づいたときは、直ちに、続報又は訂正記事等により、先の報道が真実でなかったことを公表し、報道被害者の失われた名誉、信用をできるかぎり回復する義務がある（東京高裁昭和 54 年 3 月 12 日参照）。

2 風評被害

この理は、当該誤報が特定人の名誉ないし信用に直接的に関わるものではなくとも、これを放置することで生じる誤った風評や偏見によって不特定多数の深刻な法益侵害が惹起されることを予見しながら、敢えて是正を怠りこれを放

置し—英米法にいう *Reckless-Negligence*（向こう見ずな過失）—、もって誤解の定着と拡大を招き、これによって種々の精神的・財産的利益の侵害を招いた場合、当該報道機関は被害者に対し、不法行為責任を負い、損害賠償及び誤った風評ないし偏見を是正する義務が生じる。この理は、公正を旨とする法の本質に基づくものであり、「60 minutes」名誉毀損事件判決（甲 110）に示されたアメリカのコモンローに照らしても、また、所沢市ダイオキシン報道事件における最高裁判決（平成 15 年 10 月 16 日）が示した法解釈とその趣旨に照らしても明らかである。

3 是正措置

風評被害の不法行為の効果は、損害賠償の義務だけでなく、誤った記事の撤回ないし訂正義務も生じさせる。これは、民法 724 条をもつ日本法はもちろん、英米法でいうエクイティ（コモンローに対応する個別的救済法）の発動としても認められる。

本件では、名誉毀損や信用毀損にかかるコモンロー領域のなかで、最も厳格な基準とされる「現実の悪意」に準じる「向こう見ずな過失」が存する以上、エクイティに基づく是正措置義務が発生しているというべきである。

4 まとめ

最後に法的な理屈を離れ、真実を追及すべき報道機関としての使命から語りたい。およそ報道機関は、自らの誤報によって間違った事実に基づく風評や偏見を招き、特定人ないし不特定人の迷惑や不利益や差別等の人権侵害を生じさせた場合、これを直ちに是正して偏見に基づく人権侵害を消滅させるべきことは論じるまでもない。

そして朝日新聞は、国内の慰安婦報道の誤報については、十分とはいえないまでも吉田清治の証言が虚偽であることを認めて取消し、挺身隊と慰安婦が別

物だということを明白にして両者を混同した記事を訂正した。日本において行ったことを、まさに報道被害を蒙っているアメリカにおいてできないはずはない。

今からでも遅すぎることはない。朝日新聞は、判決によって命じられるまでもなく、アメリカにおける慰安婦報道の誤りを自ら認め、撤回、取消し、訂正、謝罪等して是正すべきである。

以 上